

# 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 に関するアンケート調査報告書

2018年（平成30年）4月11日  
日本弁護士連合会災害復興支援委員会

## 目次

はじめに……………	1
アンケート項目及び結果……………	3
【アンケート項目1】債務者の性別……………	4
【アンケート項目2】債務者の地域……………	5
【アンケート項目3】債務者の年齢……………	6
【アンケート項目4】連帯保証人の有無……………	7
【アンケート項目5】連帯保証人の被災の有無……………	8
【アンケート項目6】連帯保証人の債務免除の有無……………	9
1 連帯保証人の債務免除の有無	
2 被災した連帯保証人の債務免除の有無	
3 被災していない連帯保証人の債務免除の有無	
【アンケート項目7】連帯債務者の有無……………	13
【アンケート項目8】連帯債務者との関係……………	14
【アンケート項目9】債務額……………	15
1 債務額	
2 債務額（3000万円未満）ごとの年代別構成比	



## はじめに

### 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「私的整理ガイドライン」といいます。）は、東日本大震災の影響により、住宅ローン等の震災前の債務の返済が困難となった方（個人）が、破産手続等の法的倒産手続によらずに、債権者との合意に基づき、債務の減免を受けられる制度です。債務の減免のほか、個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。

### 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

上述の私的整理ガイドラインは、被害が東日本大震災の影響によるものに限られますが、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害債務整理ガイドライン」といいます。）は、2015年9月2日以降に生じた災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害によって、住宅ローン等の既往債務を弁済できなくなった方について適用となります。上記と同様に債務減免等を受けることができる制度です（今後、発生する災害については、自然災害ガイドラインを利用することになります。）。

\*現在、災害時のいわゆる「二重ローン」問題について、上記の二つのガイドラインが存在します。

### 本報告書の利用方法

本報告書は、私的整理ガイドラインのアンケート結果ですが、自然災害債務整理ガイドラインでは、私的整理ガイドラインの運用を参考とすると定められています。

そこで本報告書の利用方法は、以下のように自然災害債務整理ガイドラインの場面においても活用が想定されます。

- (1) 自然災害債務整理ガイドラインの登録支援専門家となった弁護士又は被災者が、自然災害債務整理ガイドラインの事案の解決の参考とする。
- (2) 自然災害債務整理ガイドラインの登録支援専門家となった弁護士が本報告書を債権者に提示することにより、交渉等を円滑に進め、被災者支援という自然災害債務整理ガイドラインの趣旨に沿った債務整理を成立させる。
- (3) 私的整理ガイドラインの特徴的な点等を明示することによって、自然災害債務整理ガイドラインの利点を周知し、弁護士及び被災者に自然災害債務整理ガイドラインの利用を促す。

## アンケート結果の特徴的な点

私的整理ガイドラインの実情を統計的に把握したものとしては、これが初めてのものです。また、本アンケートから明らかとなった特徴的な点として、以下の3点が挙げられます（「第24 まとめ」で詳細にしています。）。

- (1) 連帯保証人がいた事案の97%で連帯保証人の債務も免除されており、被災者の生活や事業の再建を支援するという制度趣旨に沿った運用がなされていたと評価できる（連帯保証人の債務も免除にならないと、債務者だけ免除されても連帯保証人に請求がなされるということであれば私的整理ガイドラインの利用を被災者が躊躇することになる。）。
- (2) 平均債務免除額が1359万円、被災者が手元に残すことができた財産額の平均が452万円であった。「一定の財産を手元に残したまま債務免除を受けることができる」という制度の利点が統計上も裏付けられた。
- (3) 年収730万円以上で私的整理ガイドラインを利用できた人は1%に過ぎなかった（これは年収730万円未満の基準を私的整理ガイドライン運営委員会が厳格に解釈しており、「特段の事情」が認められるべき事案を限定しすぎていたためではないかと考えられる。被災者の生活や事業の再建を支援するという制度趣旨に照らすと、ガイドライン運営委員会が上記年収を一律に適用するのではなく、家族構成、既往債務額などの被災者が置かれている状況等によって柔軟に運用すべきである。）。

以上

## アンケートの項目及び結果

### 第1 アンケートの目的

自然災害債務整理ガイドラインが2016年4月1日から適用され、平成28年熊本地震等の災害で多数の利用がなされている。

自然災害債務整理ガイドラインでは、東日本大震災について適用された「私的整理ガイドライン」の運用を参考とすると定められている（自然災害債務整理ガイドライン第10項（4））。

そこで、私的整理ガイドラインにおける運用実績や、運用規準の例外的事例等を、私的整理ガイドラインの登録専門家の経験者から収集し、分析・発表することで、現在及び将来の自然災害債務整理ガイドラインの登録支援専門家となった弁護士がこれを活用し、制度の安定した運用を図ると共に、自然災害債務整理ガイドラインの目的でもある被災者支援の一助とする目的で、本アンケートを実施した。

### 第2 アンケートの方法

2017年11月6日から2018年1月31日までにかけて、日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員・幹事及び関係者を通じて、私的整理ガイドラインの登録専門家経験者に対してアンケートへの協力を依頼した。

アンケートの回答は、回答者に、インターネット上のサイト（Google フォーム）にアクセスしてもらい回答を入力してもらう方法で行った。

アンケート項目は、第4以下で述べるとおりである。同一の事案が二重に入力されることを避けるため、登録専門家として弁済計画案を策定し債務整理が成立した事案のみを回答してもらい、弁済計画案の確認報告のみを担当した場合や、債務整理成立前に登録専門家ではなくなった場合は、回答しないこととした。また、債務整理の成立事案だけが回答の対象であり、債務整理が成立しなかった事案は回答の対象とはしなかった。

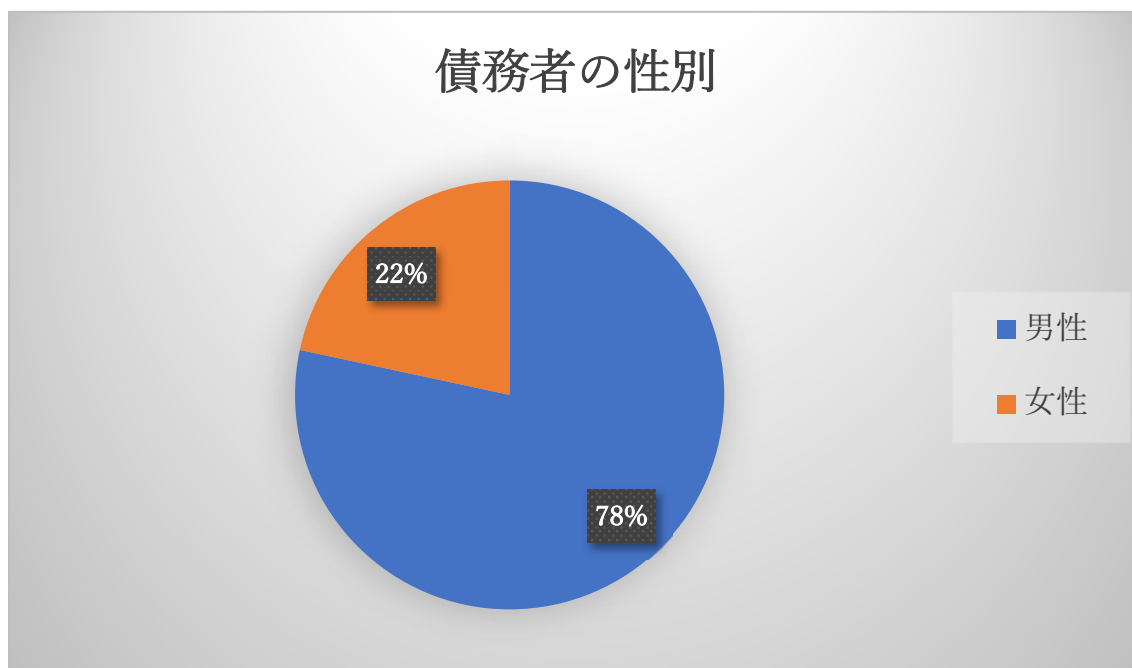
### 第3 総回答数

アンケートの総回答数は、268件あった。

2018年1月31日時点での私的整理ガイドラインの債務整理の成立件数は1361件であるので、成立総数の約2割（19.69%）について回答がされたことになる。

#### 第4 【アンケート項目1】債務者の性別

グラフ1

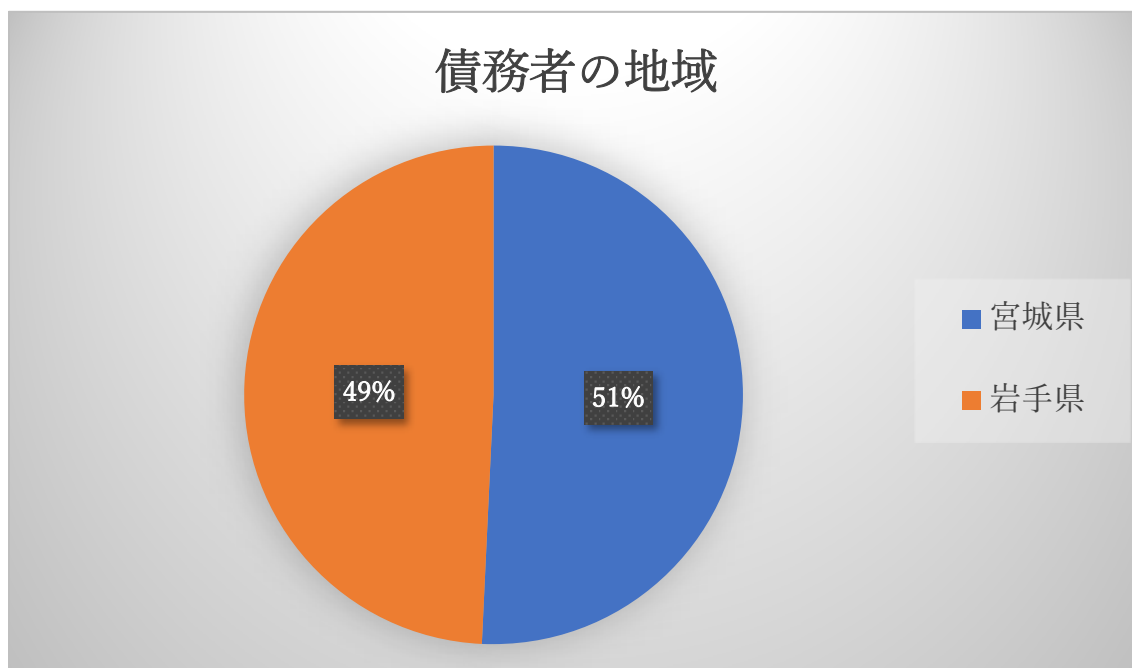


男性 210件 (78%)

女性 58件 (22%)

## 第5 【アンケート項目2】債務者の地域

グラフ2

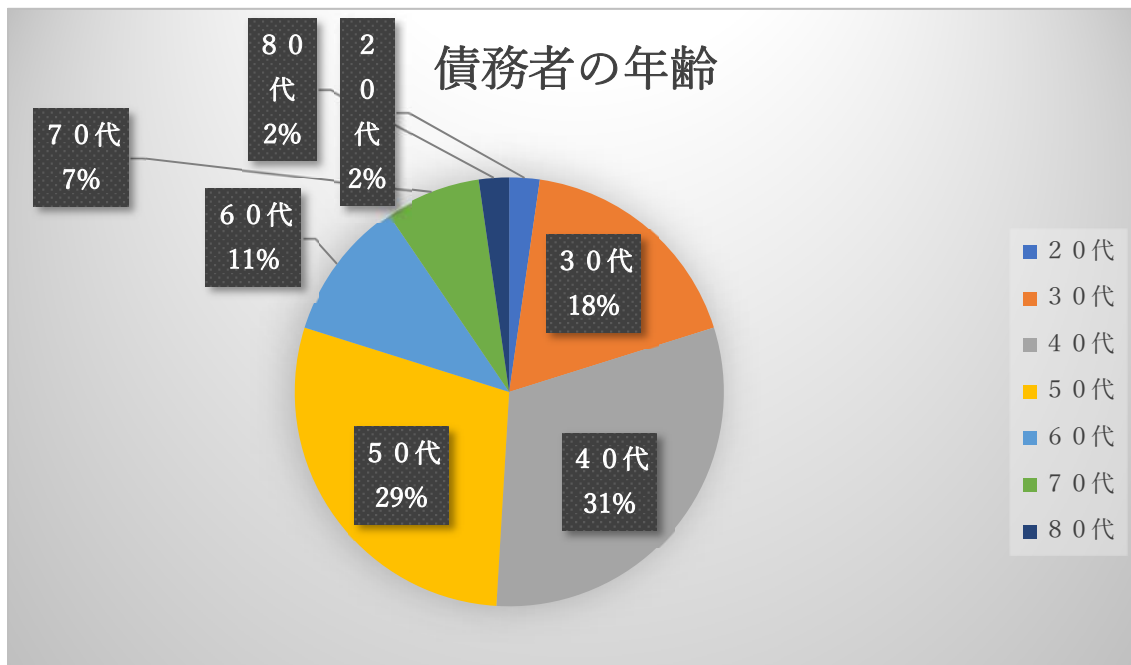


宮城県 136件 (51%)

岩手県 132件 (49%)

## 第6 【アンケート項目3】債務者の年齢

グラフ3



※グラフ3には「不明」の分は含まれていない。

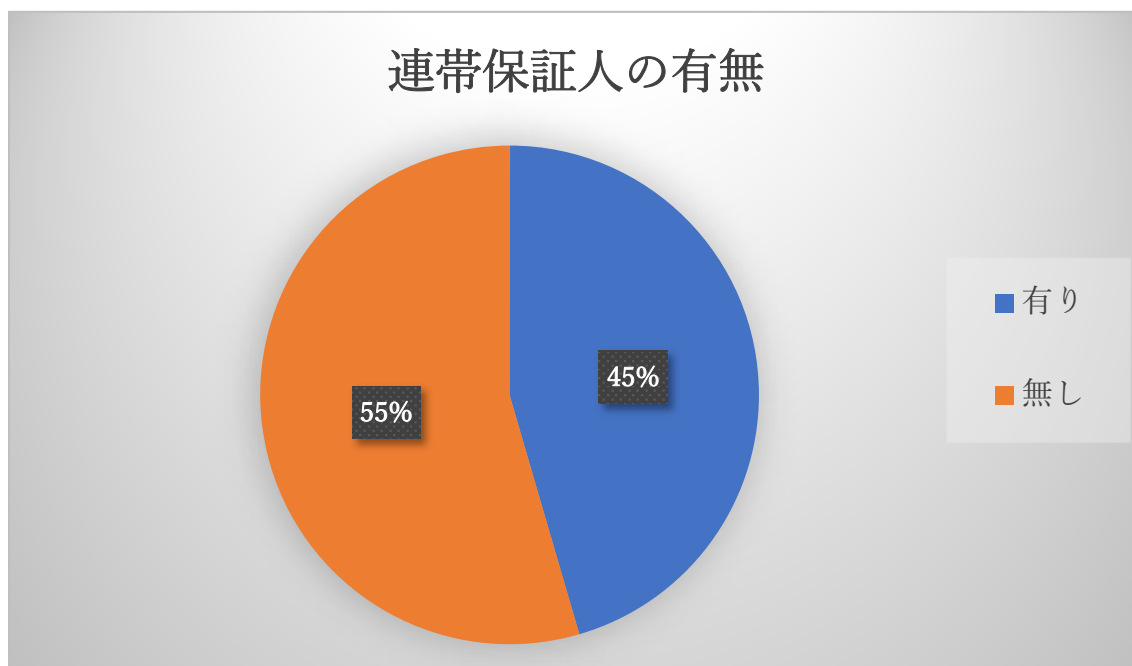
20代	6件 (2%)
30代	47件 (18%)
40代	81件 (31%)
50代	76件 (29%)
60代	28件 (11%)
70代	19件 (7%)
80代	6件 (2%)
不明	5件

※パーセンテージは、不明5件を除いた263件を総数として算定。



## 第7 【アンケート項目4】 連帯保証人の有無

グラフ4



※ グラフ4には、「不明」の2件の分は含まれていない。

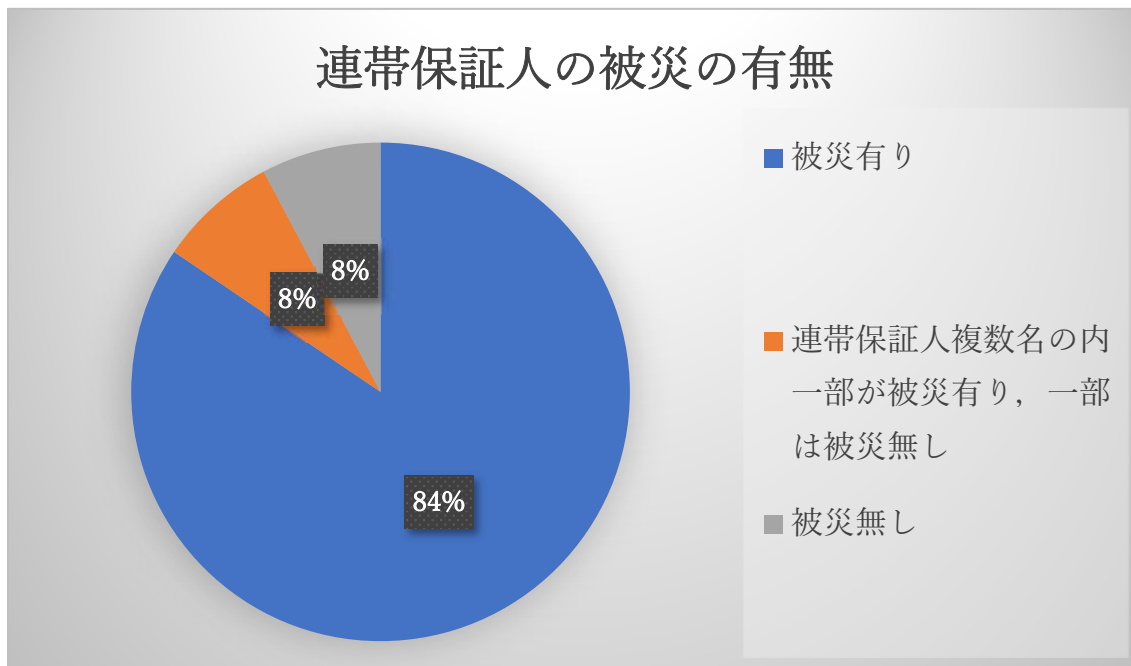
有り	121件	(45%)
無し	145件	(55%)
不明	2件	

※パーセンテージは、不明2件を除いた266件を総数として算定。

## 第8 【アンケート項目5】 連帯保証人の被災の有無

アンケート項目4で、連帯保証人が「有り」と回答した場合について、連帯保証人の被災の有無を質問した。

グラフ5



※ グラフ5では、「不明」の5件分は含まれていない。

被災有り 98件 (84%)

連帯保証人複数名の内一部が被災有り、一部は被災無し 9件 (8%)

被災無し 9件 (8%)

不明 5件

### 【説明】

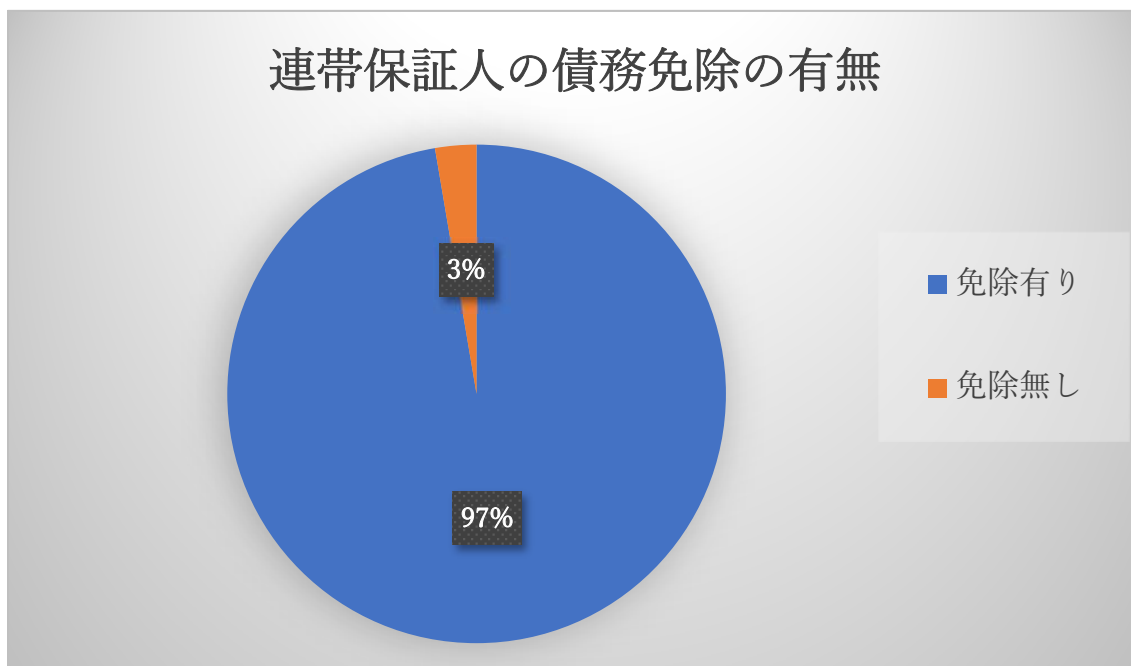
職場のみが被災し住居は被災していない場合、連帯保証人が震災によって死亡した場合は、「被災有り」にカウントした。

## 第9 【アンケート項目6】 連帯保証人の債務免除の有無

アンケート項目4で、連帯保証人が「有り」と回答した場合について、連帯保証人の債務免除の有無を質問した。

### 1 連帯保証人の債務免除の有無

グラフ6



※6 グラフ6では、「不明」2件及び「その他」6件を含んでいない。

債務免除有り	110件 (97%)
債務免除無し	3件 (3%)
不明	2件
その他 (相続放棄等)	6件

#### 【説明】

「債務免除無し」の3件のうち1件は、連帯保証人の負担は債務の一部のみで残部は免除された。この1件は、650万円の家財保険金を保証人が受領していたため、そのうち400万円を主債務者の弁済とは別に弁済原資に充てるように個人版私的整理ガイドライン運営委員会（以下「ガイドライン運営委員会」という。）から指示を受けて弁済に充て、その余は免除されたケースである。

「その他（相続放棄等）」は、連帯保証人が死亡し相続放棄をした場合、連

帯保証人も私的整理ガイドラインによる債務整理の債務者として申出をした場合、連帯保証人が破産により免責された場合である。

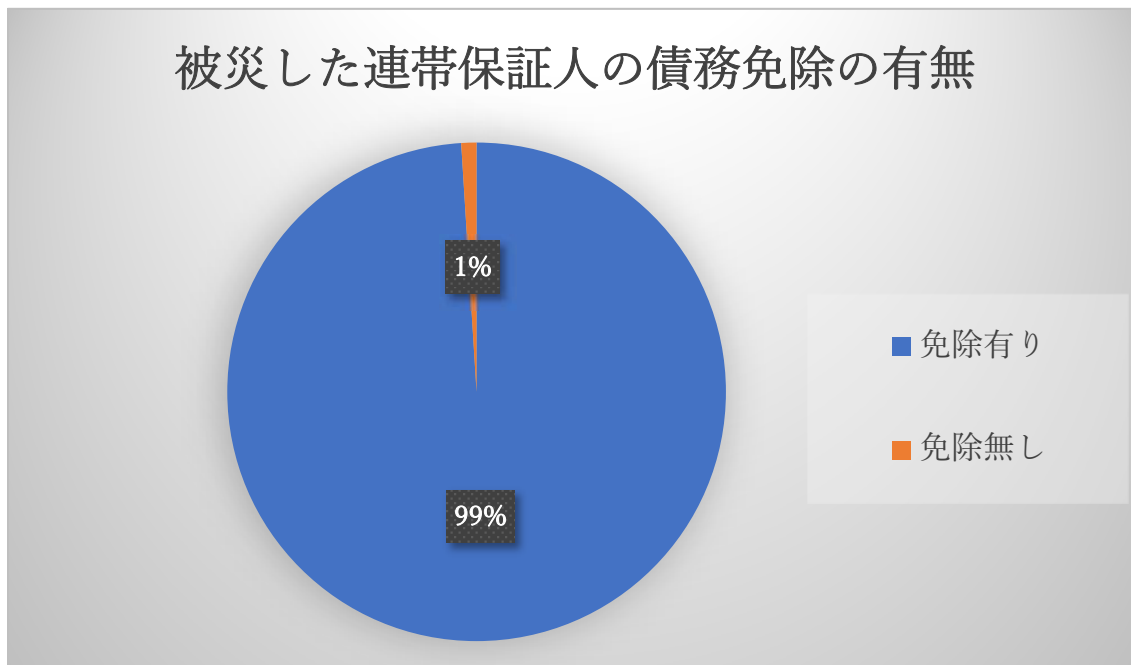
#### 【考察】

被災の有無を問わない連帯保証人全体では、免除されていた場合が97%、免除されなかった場合が3%であり、ほとんどの場合で連帯保証人は債務免除されていた。連帯保証人の債務も免除にならないと、債務者だけ免除されても連帯保証人に請求がなされるということであれば私的整理ガイドラインの利用を被災者が躊躇することになるので、被災者の生活や事業の再建を支援するという制度趣旨に沿った運用であったといえよう。

連帯保証人が免除されなかったケースは、被災地外におりかつ安定・高収入を得ていたケース、650万円という多額の家財保険金を保証人が受領しその一部を弁済原資に充てたケース等というごく例外的な場合であり、それ以外の事案ではほぼ全件が免除されていた。

## 2 被災した連帯保証人の債務免除の有無

グラフ 7



※ グラフ 7 では、「不明」 2 件及び「その他」 4 件を含んでいない。

免除有り	100 件 (99%)
免除無し	1 件 (1%)
不明	2 件
その他 (相続放棄等)	4 件

### 【説明】

上記第 8 の「連帯保証人複数名の内一部が被災有り、一部は被災無し」も、この被災した連帯保証人の中に含まれている。

「債務免除無し」の 1 件は、連帯保証人の負担は債務の一部のみで残部は免除された。

### 【考察】

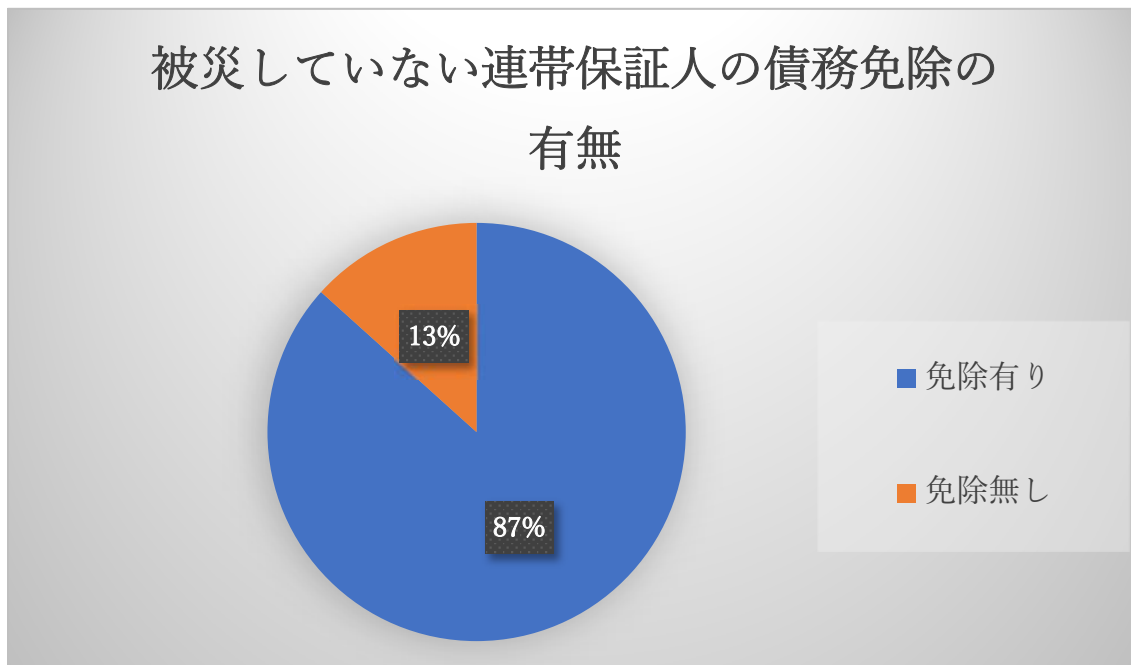
連帯保証人が被災した場合には、101 件中 1 件のみ免除されなかった事案があったものの、その 1 件以外は免除されていた。また、免除されなかった 1 件も、一部免除の事案であり、650 万円という多額の家財保険金を保証人が受領していたため、そのうち 400 万円を主債務者の弁済とは別に弁済原資に充てるようにガイドライン運営委員会から指示を受けて弁済に充て、その余は

免除されたというごく例外的なケースである。

連帯保証人が被災した場合は、99%免除されていたのであり、被災者の生活や事業の再建を支援するという制度趣旨に沿った運用であったといえる。

### 3 被災していない連帯保証人の債務免除の有無

グラフ 8



※ グラフ 8 では、「不明」 1 件及び「その他」 2 件を含んでいない。

免除有り	13 件 (87%)
免除無し	2 件 (13%)
不明	1 件
その他 (相続放棄)	2 件

#### 【説明】

上記第 8 の「連帯保証人複数名の内一部が被災有り、一部は被災無し」も、この被災していない連帯保証人の中に含まれている。

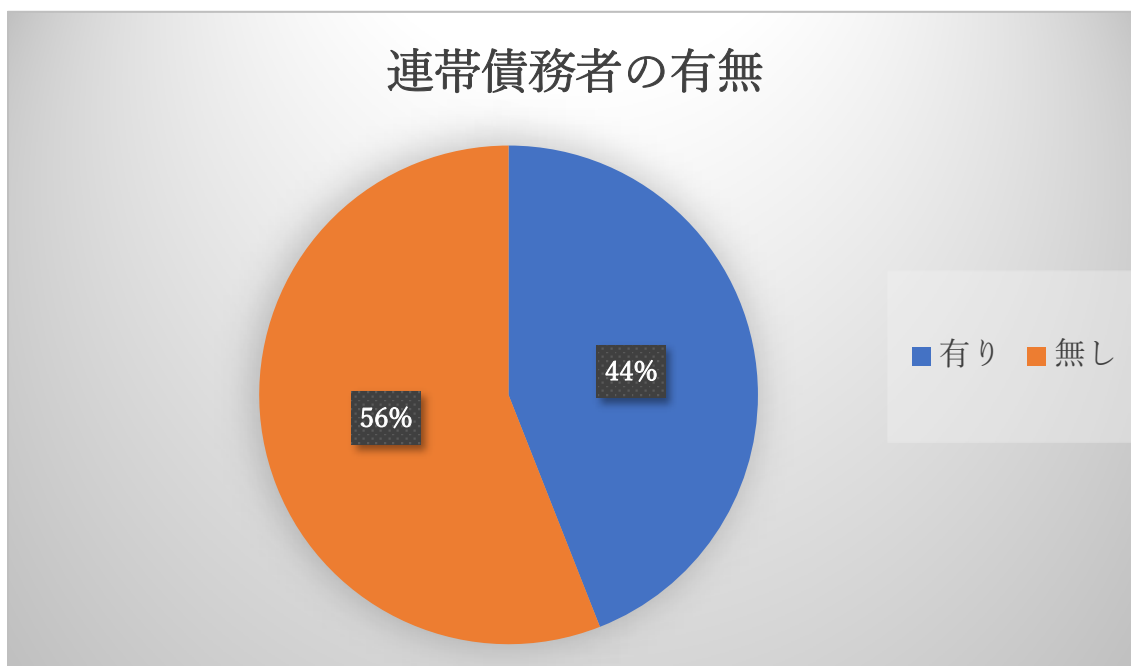
「その他」の場合は、2 件とも連帯保証人が死亡し、相続人が相続放棄をした場合であった。

#### 【考察】

連帯保証人が被災しなかった場合でも 87% は免除されていた。連帯保証人の被災の有無によって連帯保証人の免除の有無が決められていたわけではない。

## 第10 【アンケート項目7】 連帯債務者の有無

グラフ9



有り 118件 (44%)

無し 150件 (56%)

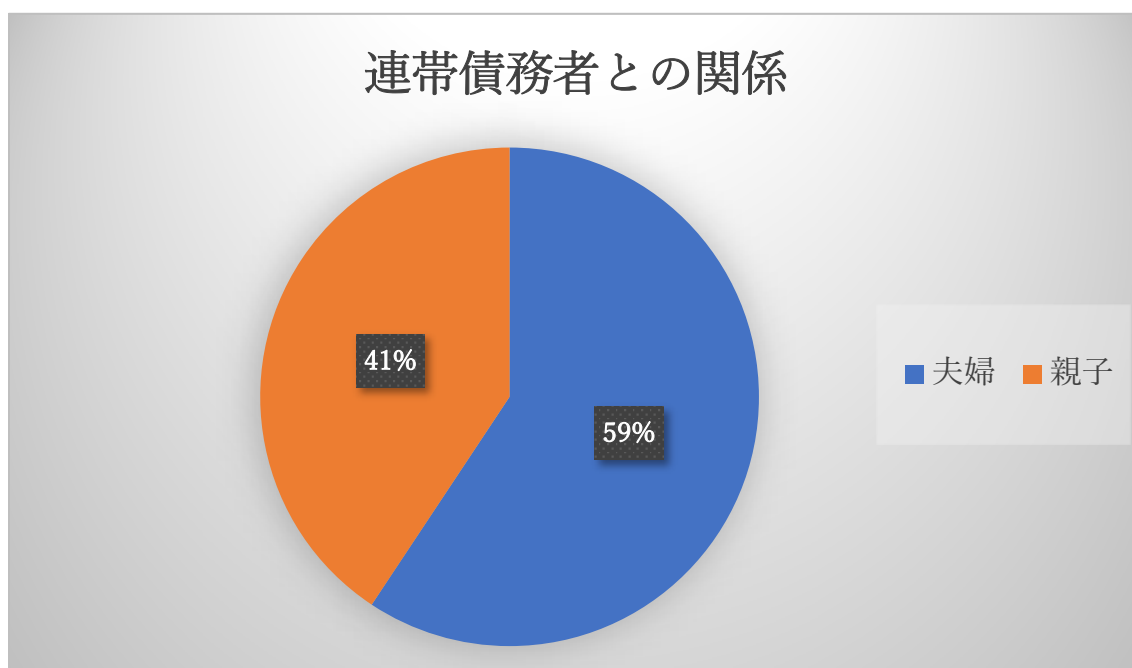
### 【考察】

連帯債務者がいる場合が44%と相当の割合に上っている。連帯債務者がいる場合には、原則として共同申出をする（個人版私的整理ガイドライン運用規準〔以下「運用規準」という。〕15）、自由財産の額は原則として合算で500万円とする（運用規準9）等の連帯債務者がいない場合とは異なる運用がされているため、この点につき自然災害債務整理ガイドラインの登録支援専門家としては注意が必要である。



## 第11 【アンケート項目8】 連帯債務者との関係

グラフ10



親子 48件 (41%)

夫婦 70件 (59%)

### 【説明】

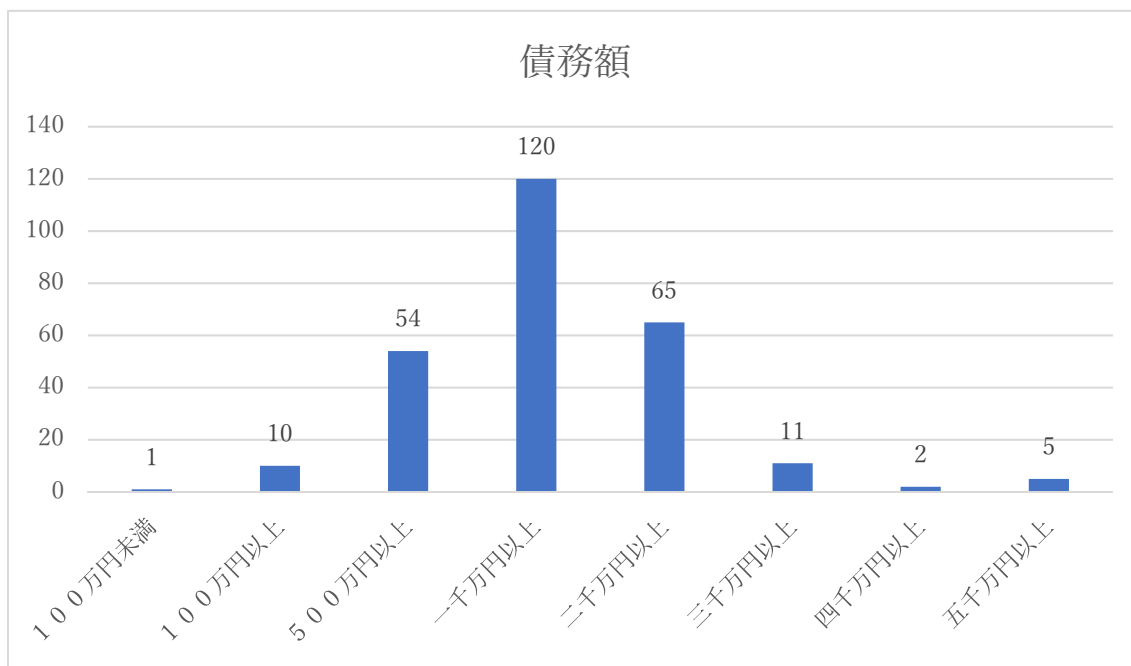
「連帯債務者との関係」については、親子と夫婦以外の事例は回答されなかった。「夫婦」の中には内縁の夫婦を含んでいる。

## 第12 【アンケート項目9】 債務額

### 1 債務額

私的整理ガイドラインによる債務整理の対象となった債務の額である。1万円未満の金額は切り捨てで回答がなされた。

グラフ11



100万円未満	1件 (0.4%)
100～499万円	10件 (3.7%)
500～999万円	54件 (20.1%)
1000～1999万円	120件 (44.8%)
2000～2999万円	65件 (24.3%)
3000～3999万円	11件 (4.1%)
4000～4999万円	2件 (0.7%)
5000万円以上	5件 (1.9%)

平均金額 1810万円

#### 【考察】

最低額は85万円，最高額は2億8463万円であった。

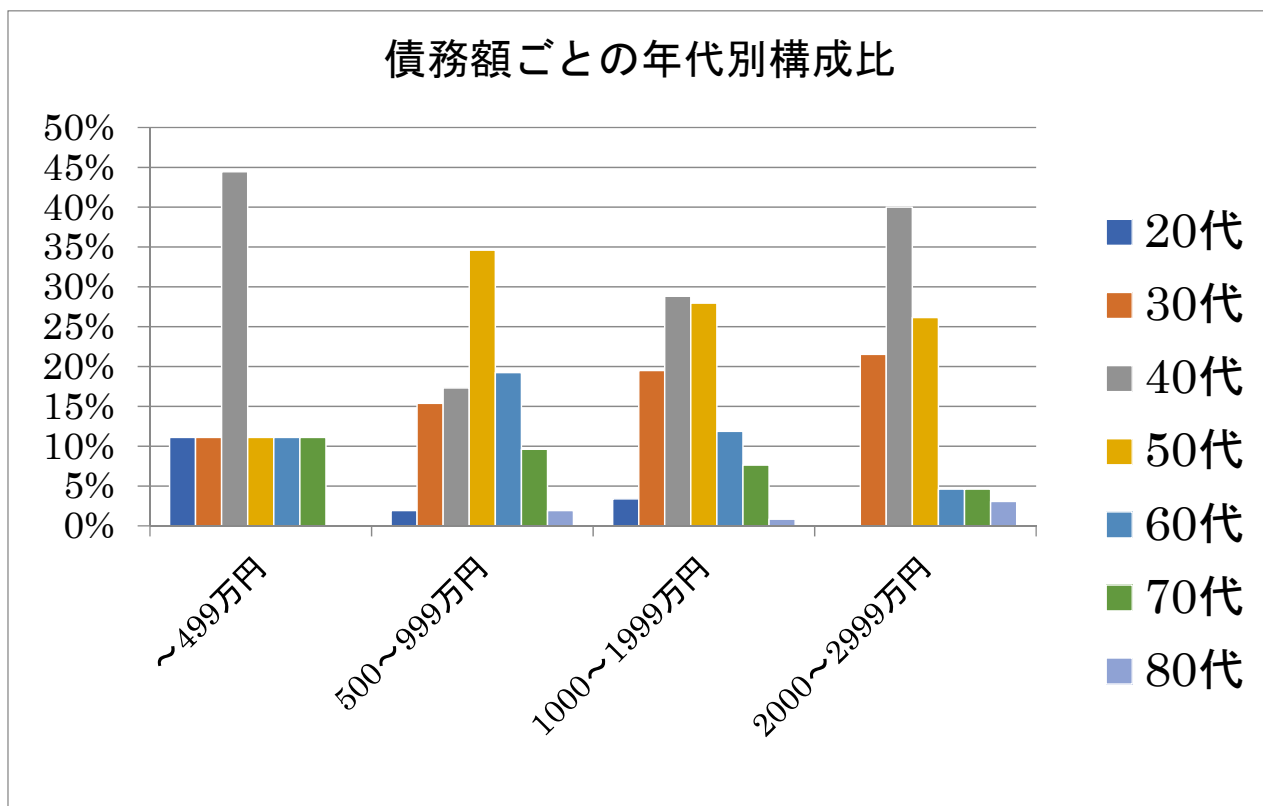
債務総額が500万円から3000万円の場合が全体の89.2%であり，最も多かったのが1000万円台の場合であった。

債務総額が500万円未満の利用者は4.1%であった。しかし，債務額が

500万円未満の場合であっても、手元の財産（不動産以外）から500万円を控除した金額よりも債務額が多い場合（例えば、債務額が300万円、手元の財産（不動産以外）が200万円の場合など）には、私的整理ガイドラインを利用できる場合があり得る（運用規準8）。このことを踏まえると、債務総額が500万円未満の場合も利用できるということが、適切に周知され運用が為されていたか疑念が残ると言わざるを得ない。

## 2 債務額（3000万円未満）ごとの年代別構成比

グラフ12



	~499万円	500~999万円	1000~1999万円	2000~2999万円
20代	1 11.1%	1 1.9%	4 3.4%	0 0.0%
30代	1 11.1%	8 15.4%	23 19.5%	14 21.5%
40代	4 44.4%	9 17.3%	34 28.8%	26 40.0%
50代	1 11.1%	18 34.6%	33 28.0%	17 26.2%
60代	1 11.1%	10 19.2%	14 11.9%	3 4.6%
70代	1 11.1%	5 9.6%	9 7.6%	3 4.6%
80代	0 0.0%	1 1.9%	1 0.8%	2 3.1%
計	9 100.0%	52 100.0%	118 100.0%	65 100.0%

### 【説明】

アンケート項目3及びアンケート項目9の回答から作成した。債務額が3

000万円未満の場合の年代別構成比である。アンケート項目3で「不明」であったものは、除いている。

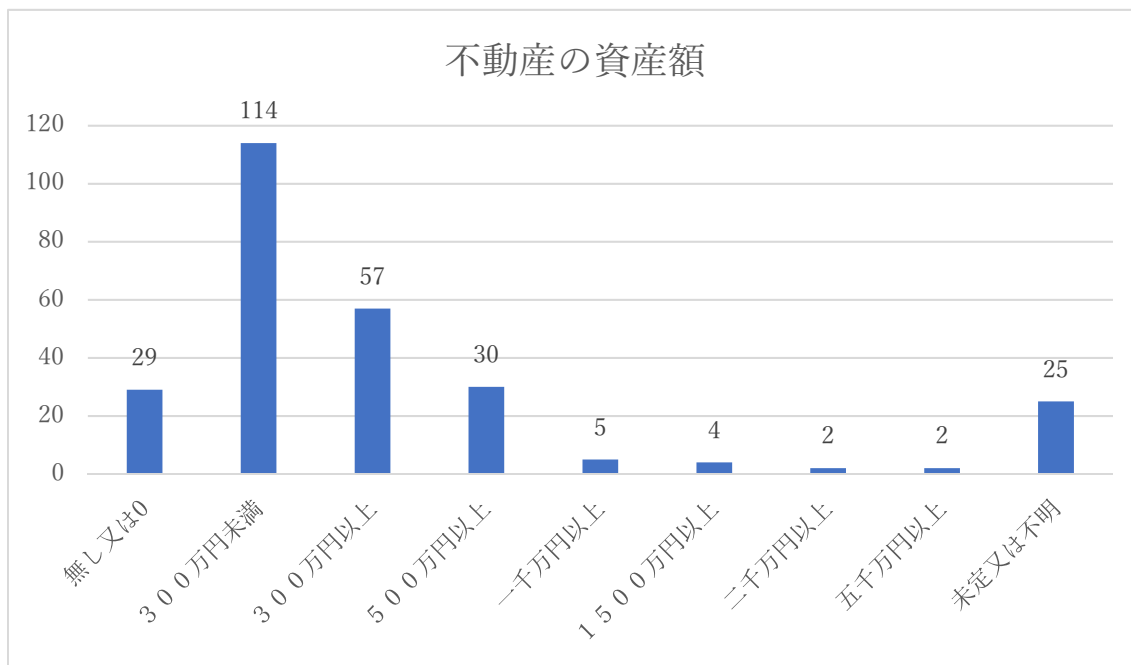
**【考察】**

500万円以上の債務額について見ると、高額になるにつれて、30代・40代の占める割合が増加し、逆に50代以降（80代を除く）が占める割合は減少している。

### 第13【アンケート項目10】 不動産の資産額

物上保証人名義の場合を含めて回答してもらった。1万円未満の金額は切り捨てで回答がなされた。

グラフ13



不動産無し又は0	29件 (10.8%)
1～299万円	114件 (42.5%)
300～499万円	57件 (21.2%)
500～999万円	30件 (11.1%)
1000～1499万円	5件 (1.9%)
1500～2000万円	4件 (1.5%)
2000～4999万円	2件 (0.7%)
5000万円以上	2件 (0.7%)
未定又は不明	25件 (9.3%)

平均額 456万円

※ 「不動産無し又は0」29件及び「未定又は不明」25件を除いた214件を総数として算定。

#### 【説明】

未定又は不明の回答は、不動産を処分して債権者に弁済しその処分対価を超える債務は免除される弁済計画の場合や、地方自治体による買取りが予定され

ているため、不動産の価格を査定していない場合も含んでいる。

**【考察】**

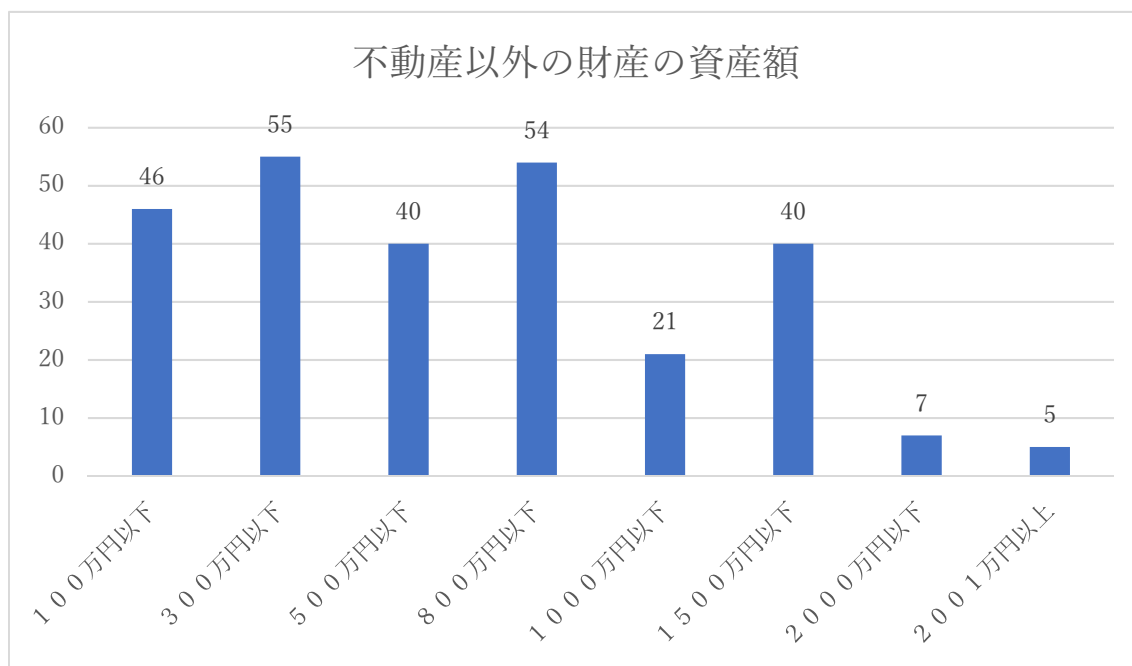
不動産の価格が1～299万円の場合が42.4%に上っている。平均額を債務額と比較しても相当に低額であるのは、当該不動産が津波による被害に遭ったことにより不動産の価値が震災前よりも大幅に低い金額で査定されていることが大きな要因であると考えられる。

従前の不動産を債務者が確保するためには、不動産鑑定に基づく公正価額相当額の弁済が必要となるところ、その査定額が被災者にとって弁済可能な額にとどまったことが、公正価額弁済型の成立事例において、債務整理の成立を促進する方向に働いたものと推察される。

#### 第14 【アンケート項目11】不動産以外の財産の資産額

不動産以外の財産，つまり現金，預貯金や保険の解約返戻金等である。自由財産部分は控除されていない金額である。退職金は8分の1で算定されており，自動車は購入価格が200万円を超える場合に限り，200万円を超える額が含まれている。1万円未満の金額は切り捨てで回答がなされた。

グラフ14



100万円以下	46件 (17.16%)
101～300万円	55件 (20.52%)
301～500万円	41件 (15.30%)
501～800万円	54件 (20.15%)
801～1000万円	20件 (7.46%)
1001万円～1500万円	40件 (14.92%)
1501万円～2000万円	7件 (2.61%)
2001万円以上	5件 (1.89%)

平均金額 575万円

#### 【考察】

100万円未満，300万円以下という人も多いが，1000万円を超える資産額を有している人も少なくない。被災者生活再建支援金，義援金，地震保険金等が入ってきたことにより，震災前よりも現預金を有している人が多いよ



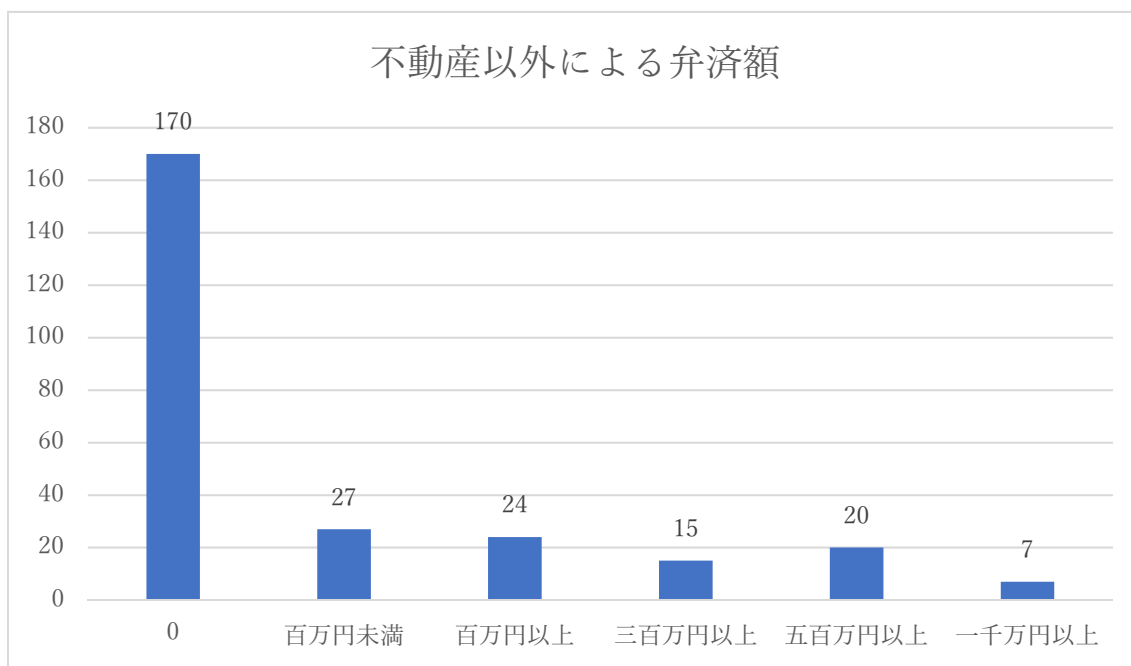
うに思われる。自由財産としては、500万円の枠に加えて、これとは別に、被災者生活再建支援金、義援金、家財保険金（250万円まで）等を手元に残すことができるので、被災者としては、現預金等の財産が手元にある間に、速やかに、私的整理ガイドラインによる債務整理を行うことが利益に適う。

## 第15 【アンケート項目12】 不動産以外による弁済額

### 1 不動産以外による弁済額

不動産を換価したことによる弁済額や、不動産を保有する際の不動産価値分の弁済額は、これに含まれていない。不動産に関することとは別に債権者に弁済した額である。1万円未満の金額は切り捨てで回答がなされた。

グラフ15



※グラフ15では、「不明」5件の分は含まれていない。

0円	170件 (64.6%)
100万円未満	27件 (10.3%)
100～299万円	24件 (9.1%)
300～499万円	15件 (5.7%)
500～999万円	20件 (7.6%)
1000万円～1500万円	7件 (2.6%)
不明	5件

※ パーセンテージは、不明の場合を除いた263件を総数として算定。

平均金額 127万円

※ 不明の場合を除いた263件を総数として算定。

### 【説明】

「不動産以外による弁済額」として入力された金額に不動産による弁済額が

含まれていると思われ「不動産以外による弁済額」が不明な場合や、明らかな誤記の場合には、「不明」とした。

**【考察】**

64. 6%の人が不動産以外には全く弁済をせずに債務免除を受けていた。また、弁済額が100万円未満の人が10.3%、100～299万円の人が9.1%であり、これらを合わせると84%となる。不動産以外による弁済額は、多くの人はそれほど高額ではなかったといえよう。

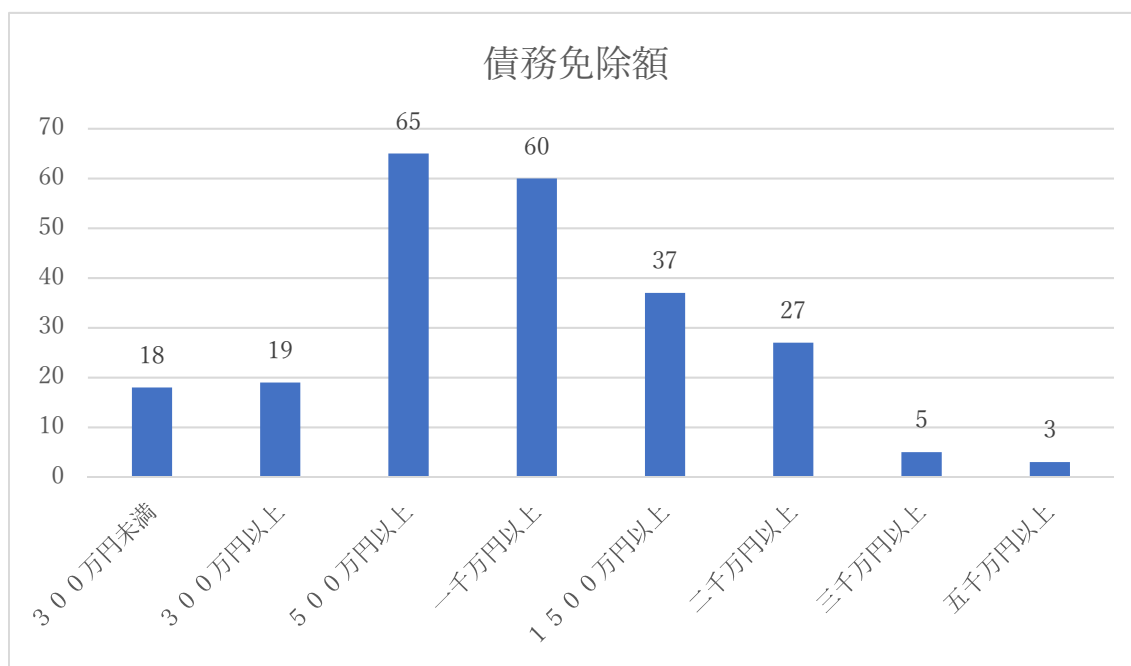
担保を有していない債権者（住宅ローン以外の債権者）について全く弁済をすることなく全額免除になったケースも報告されており、不動産以外には全く弁済をしなかった場合の中には、そのようなケースも相当数含まれていると考えられる。

## 2 債務免除額

不動産については自由財産にはならないので、不動産の資産額は、換価処分か公正価格の弁済により、必ず弁済することになる。

したがって、アンケート項目9の債務額から、不動産の資産額（アンケート項目10）及び不動産以外による弁済額（アンケート項目11）を控除することで、債務免除額を算定することができる。

グラフ16



※ グラフ16では、「不明」34件を除いている。

300万円未満	18件 ( 7.7%)
300～499万円	19件 ( 8.1%)
500～999万円	65件 (27.8%)
1000～1499万円	60件 (25.6%)
1500万円～1999万円	37件 (15.8%)
2000万円～2999万円	27件 (11.5%)
3000万円～4999万円	5件 ( 2.1%)
5000万円以上	3件 ( 1.3%)
不明	34件

※ パーセンテージは、不明の場合を除いた234件を総数として算定。

平均債務免除額 1359万円

※ 不明の場合を除いた234件を総数として算定。

**【説明】**

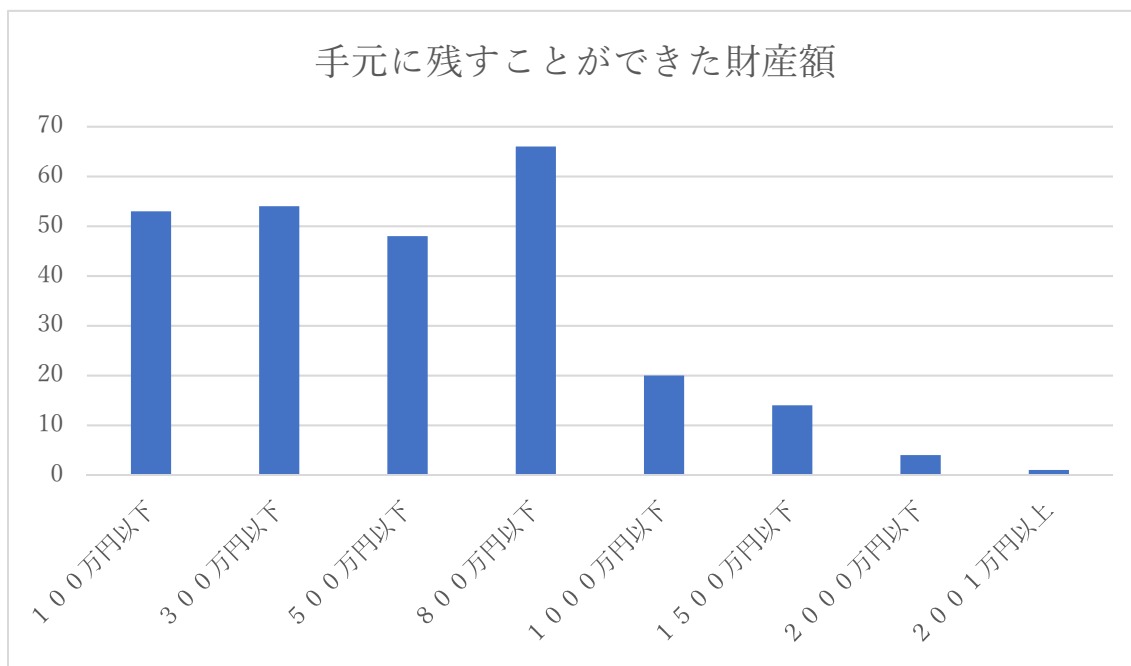
上記13で述べたとおり，不動産価格の査定をしていない等の理由で不動産の資産額が不明である場合や，上述の算定式で算定。場合に債務免除額がマイナスになってしまう場合等は，債務免除額を「不明」とした。

最低額は34万円，最高額は2億0683万円であった。

### 3 手元に残すことができた財産の額

アンケート項目11の不動産以外の財産の資産額から不動産以外による弁済額（アンケート項目12）を控除すると、債務整理成立により債務者の手元に残すことができた財産の額を算定することができる。

グラフ17



※ グラフ17には「不明」8件の場合を含んでいない。

100万円以下	53件 (20.4%)
101～300万円	54件 (20.7%)
301～500万円	48件 (18.5%)
501～800万円	66件 (25.4%)
801～1000万円	20件 (7.7%)
1001万円～1500万円	14件 (5.4%)
1501万円～2000万円	4件 (1.5%)
2001万円以上	1件 (0.4%)
不明	8件

※ パーセンテージは、不明の場合を除いた260件を総数として算定。

平均金額 452万円

※ 不明の場合を除いた260件を総数として算定。

【説明】

不動産以外による弁済額が不明である場合（上記1参照）や、誤記であると思われる場合等は、「不明」とした。

最高額は、2853万円であった。

#### 【考察】

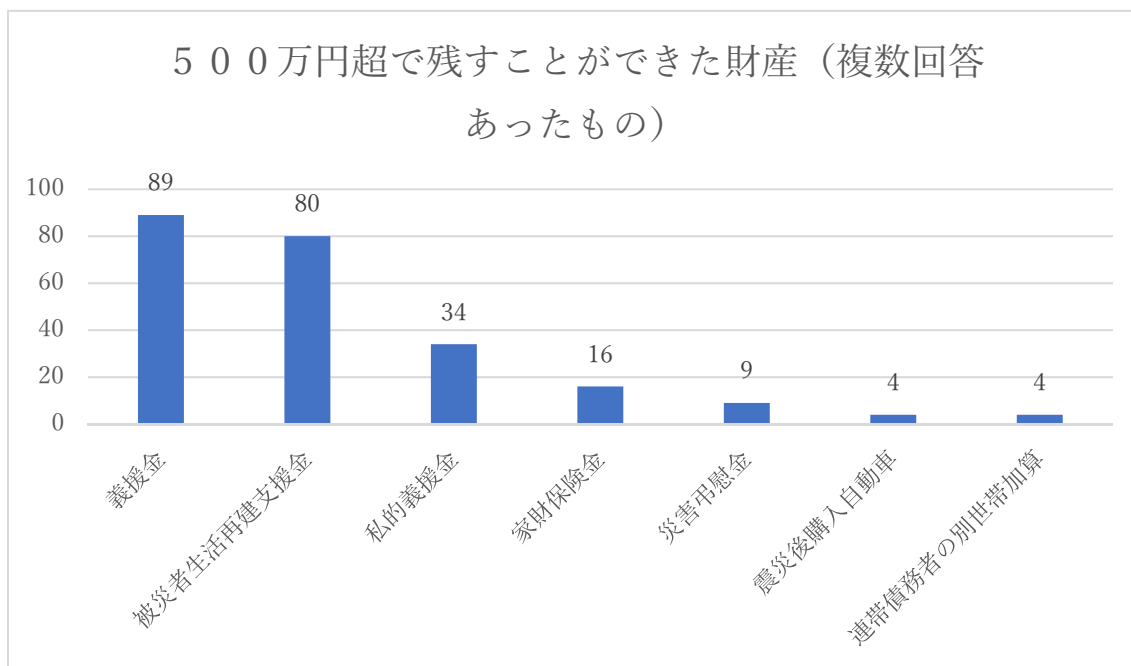
500万円の自由財産だけではなく、義援金・被災者生活再建支援金等の差押禁止財産が弁済の対象とならなかったため、500万円を超える財産を手元に残すことができた場合が、40.4%であった。

1000万円を超える自由財産が認められた19件中10件で私的義援金（地方自治体から配分されたもの以外の知人、勤務先等からの私的な義援金、見舞金）が自由財産として認められており、その金額は、85万円、91万円、239万円、276万円、300万円、300万円、320万円、411万円、420万円、570万円であった。このように、多額の私的義援金が500万円とは別枠の自由財産として認められたことも、手元に残る財産額を押し上げた要因と考えられる。

## 第16 【アンケート項目13】残すことができた財産が500万円超の場合 その理由

自由財産の枠は500万円であったが、不動産以外で500万円を超える財産が残すことができた場合のその理由について回答してもらった（複数回答可能）。

グラフ18



### 【説明】

グラフ18では、500万円を超える財産を手元に残すことができた理由となった財産として回答があったもののうち、複数回答が寄せられたものを挙げている。

連帯債務者の別世帯加算とは、私的整理ガイドライン運用上、申出人が連帯債務者である場合には、連帯債務者合算で500万円が原則であったが、個別事情により増額されることもあったものである（運用規準9）。99万円の増額3件と33万円の増額1件が報告されている。

回答数が一つであった回答内容は、以下のとおりである。

見舞共済金，共催組合支給の災害見舞金，全労済支給の災害見舞金，震災後に住宅資金として贈与された父からの金員，日赤等義援金，災害援護資金貸付金，小規模企業共済，労災遺族支給金，遺族年金，震災遺児奨学金，事業資産（民事執行法131条により差押禁止）。



## 【考察】

500万円を超える財産を手元に残すことができた理由としては、義援金、被災者生活再建支援金等の差押禁止財産が最も多い。

ただ、私的義援金、震災後購入自動車等は、差押禁止財産ではなく、ガイドライン運営委員会の運用によって500万円枠とは別枠の自由財産に含まれていた。私的義援金（地方自治体から配分されたもの以外の知人、勤務先等からの私的な義援金、見舞金）は、特段の理由がなくとも、500万円枠とは別枠の自由財産とする運用だったと考えられる。また、震災後購入自動車は、アンケートでは、「自動車2台が被災し、家族状況に鑑み2台分について別枠自由財産とされた」という回答が寄せられており、被災状況を勘案して自由財産とされていたようである。

震災遺児奨学金については、「厳密には差押禁止財産ではないが、震災遺児向けの奨学金等も制度趣旨から別枠自由財産として認められた」という回答が寄せられている。私的整理ガイドラインにおいては、ガイドライン運営委員会が各債務者から提出される私的整理ガイドラインの弁済計画案をチェックしており、ガイドライン運営委員会が私的整理ガイドラインに則っていると認めなければ債務整理は成立しなかった。自由財産と認められた財産の中には定型的に認められるもの以外のもが入っているが、どのような財産を自由財産にするかについて、ガイドライン運営委員会は、単に差押禁止財産に当たるか否かだけではなく、諸般の事情を考慮して決定していたと考えられる。傾向としては、災害に起因して受領した金員や、被災者の生活再建等の支援という趣旨で受領した金員については、柔軟に500万円枠とは別枠の自由財産とされていたといえる。

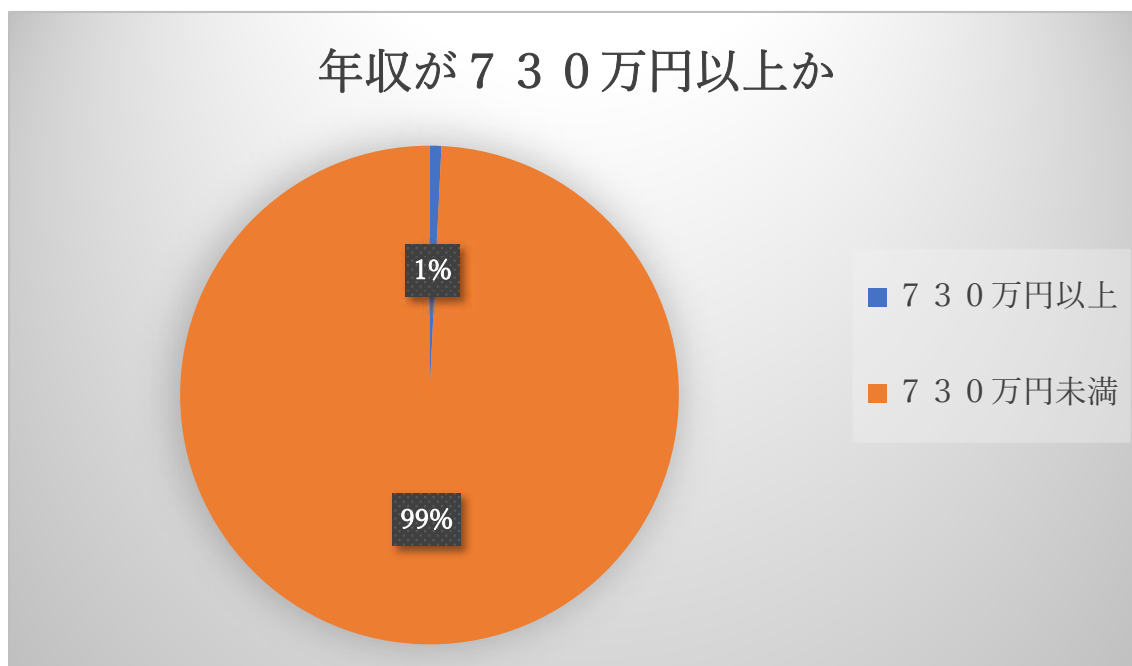
## 第17 【アンケート項目14】年収合計が730万円以上か

私的整理ガイドラインでは、「事業性債務を負担する場合を除いて、震災後の年収が730万円以上の債務者については、特段の事情がないかぎり、支払不能要件を満たさないものとする。」（運用規準1）という運用であった。

そして、「支払能力の判断にあたっての「年収」は、直近1年間の年収額（手取り年収ではなく額面（税込）年収）とする。」（運用規準2）、「連帯債務者及び生計を一にする配偶者（連帯債務者または連帯保証人になっているかどうかを問わない）の年収は上記の年収に加算するが、パートや失業保険受給者などの収入は加算しない。」（運用規準3）とされていた。

そこで、債務者と配偶者の年収合計（額面額）が730万円以上であるかについて、回答してもらった。

グラフ19



※グラフ19には「不明」6件を含んでいない。

730万円以上	2件（1%）
730万円未満	260件（99%）
不明	6件

※ パーセンテージは不明6件を除いた総数262件で算定している。

### 【考察】

年収730万円以上の案件は2件しかなかった。私的整理ガイドラインの運用では、最初にガイドライン運営委員会が債務者から事情を聴取し、その後、

私的整理ガイドラインを適用できると考えた債務者のみに登録専門家が委嘱されるということになっていた。年収730万円以上で私的整理ガイドラインを利用できた人がほとんどいないのは、年収730万円の要件をガイドライン運営委員会が厳格に解釈しており、「特段の事情」が認められるべき事案を限定しすぎていたためではないかと考えられる。

### **第18 【アンケート項目15】年収が730万円以上の年収額**

アンケート項目14で年収合計（額面額）が730万円以上の回答をした場合について、年収合計が730万円以上の場合の年収額を回答してもらった。

回答結果は、739万円、746万円であった。

### **第19 【アンケート項目16】年収合計が730万円以上であるのにガイドラインを利用できた理由**

アンケート項目14で年収合計（額面額）が730万円以上の回答をした場合について、年収合計が730万円以上の場合であるのに、私的整理ガイドラインを利用できた理由を回答してもらった。

回答は、

- ・退職することが確実であり、退職後の収入では支払不能となるため。
- ・ガイドライン運営委員会が、原則的な弁済額よりも多めに弁済をさせる扱いをしたため。

であった。

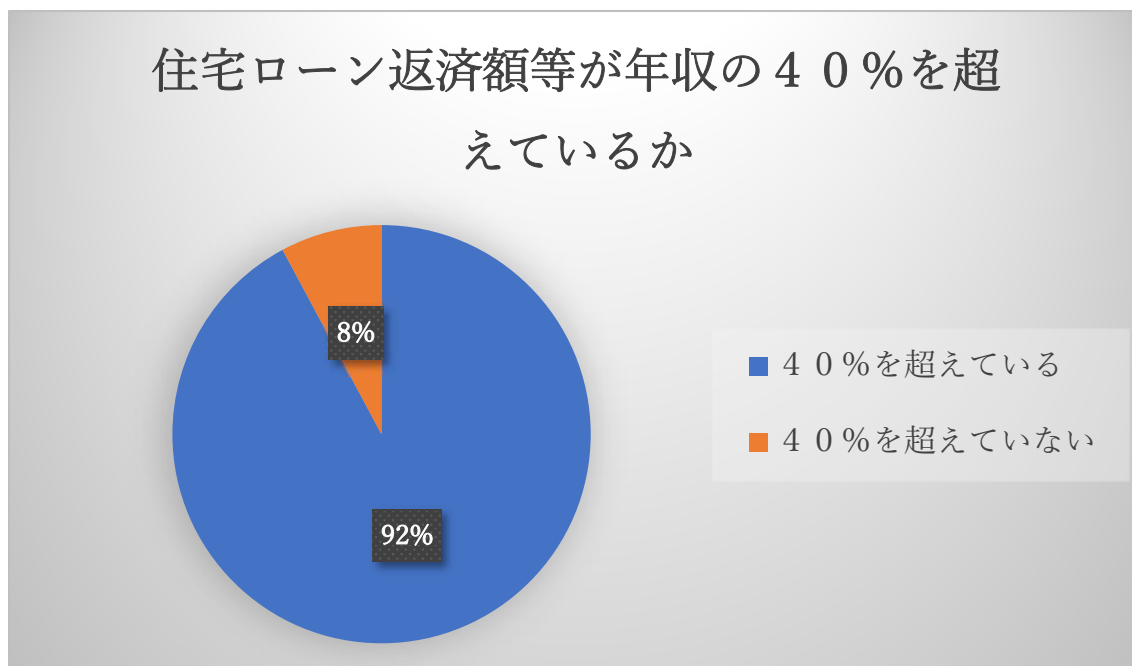
## 第20 【アンケート項目17】住宅ローン返済額及び将来の住居費が年収の40%を超えているか。

私的整理ガイドラインでは、「ガイドライン手続開始に先立つ、支払不能要件の判定にあたっては、既存の住宅ローン年間返済額と将来の住居費負担の合計が年収の40%を超える場合は支払不能として扱うが、特段の事情（年収の多寡、債務者の年齢及び家族構成その他の事情を総合的に勘案するものとする。）があるときは40%未満の場合でも支払不能として取扱うことができる」（運用規準4）という運用であった。

そして、「将来の住居費負担額は月8万円として算出するが、近い将来における再築計画のために必要である、世帯の人数などの事情によって増減することができる」（運用規準5）とされていた。

そこで、「震災前の年間ローン返済額に将来の住居費（年96万円）を足した金額と、震災後の債務者と配偶者の年収合計（額面額）を比較して、前者が後者の40%を超えているか」という点を回答してもらった。

グラフ20



※ グラフ20には「不明」13件は含まれていない。

40%を超えている 235件（92%）

40%を超えていない 20件（8%）

不明 13件

※ パーセンテージは、不明13件を除く総数255として算定。

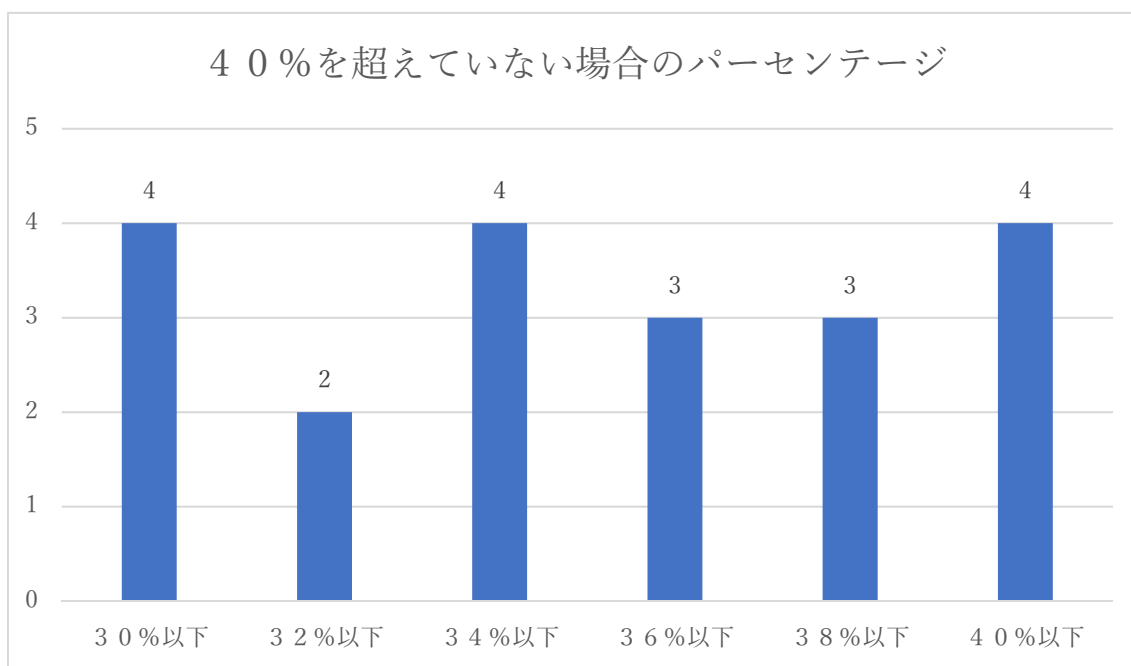
**【考察】**

アンケート項目14と比較すると、支払不能要件のうち、年収730万円未満という要件と住宅ローン返済額等の住居費用が年収の40%を超えているかという要件では、住居費用が年収の40%超という要件の方が緩やかに運用されていたことがわかる。

## 第21 【アンケート項目18】住居費用が年収の40%を超えていない場合のパーセンテージ

アンケート項目17で、震災前の年間ローン返済額に将来の住居費（年96万円）を足した金額と、震災後の債務者と配偶者の年収合計（額面額）を比較して、前者が後者の40%を超えていないと回答した事案について、そのパーセンテージを回答してもらった。入力は%単位で、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までの回答とした。

グラフ21



30%以下	4件
30.1~32%	2件
32.1~34%	4件
34.1~36%	3件
36.1~38%	3件
38.1~40%	4件

### 【考察】

40%を超えていない場合のパーセンテージは、最低で28.6%であった。28.6%~40%の間では、あまりばらつきはなく成立事例が認められた。

## 第22 【アンケート項目19】住居費用が年収の40%を超えていないのにガイドラインを利用できた理由

アンケート項目17で、震災前の年間ローン返済額に将来の住居費（年96万円）を足した金額と、震災後の債務者と配偶者の年収合計（額面額）を比較して、前者が後者の40%を超えていないと回答した事案について、ローン返済額等の住居費用が年収の40%を超えていないのにガイドラインを利用できた理由を回答してもらった。

回答は、「不明」とした回答を除いて、

- ・退職することが確実であり、退職後の収入では支払不能となるため。
- ・住居再建のため新たに住宅ローンを組む必要があったことが考慮された。
- ・夫は単身赴任で且つ収支が分離していた。
- ・定年まで10年であり、将来的に支払不能となる可能性が高い。
- ・弁済額を約300万円上乗せした。
- ・形式的には超えていないが、ほぼ40%に近い（39.5%の事案）
- ・子が3名
- ・競輪選手。震災起因の心身症、練習施設被災により成績下落、収入減少が続く。その他諸事情を総合考慮。
- ・自宅が全壊し、隣接地の両親自宅も流失するなど、生活再建が極めて困難な状況にあったため

であった。

住宅ローン返済額等の住居費用が年収の26.8%の案件では、弁済額を約300万円上乗せさせることにより、債務整理が成立していた。他方で、それ以外の案件では、弁済額の上乗せはなく、運用規準4の「特段の事情」が認められていたようである。30%台の案件については、将来の収入減少の見込み、世帯の人数や被災状況・生活状況を考慮して「特段の事情」が認められ、20%台の事案でも、一定額の上乗せ弁済を加味して「特段の事情」が認められた事案があった。

### 第23 【アンケート項目20】 その他特殊事情

その他、特殊事情があれば、回答してもらった。以下では、回答が重複しているものを除いて、列挙する。「※注」の部分は、当報告書の作成者が注記したものである。

- ・テールヘビー（支払60回目に、更に2年間で分割弁済をするとの合意を予定。）
- ・登録専門家を紹介される前提として、弁済計画案について1214万円以上を支払うとの同意書をガイドライン運営委員会からとられていた事案。そのため、申出人について、1214万円+不動産価額相当分の支払を余儀なくされた（弁護士会等にも協力していただき、前記同意書どおりの支払をすべきではないとの協議を行ったが、前記同意書どおりにするか、不成立にするか、という事態になったため、やむなく1214万円以上を支払うとの内容で成立させた。）。本来であれば、不動産以外は殆どが自由財産の範囲内と考えられるため、非常に納得のいかない事案である。
- ・連帯保証人が亡くなったため、申出人以外の連帯保証人につき相続放棄を行った。
- ・日本学生支援機構に対しても既往債務が存した（主債務者：申出人の子、連帯保証人：申出人）が、日本学生支援機構が私的整理ガイドラインの適用を不同意にしたため、他の住宅ローン債権者から、日本学生支援機構を対象債権者から外すことについて同意をもらった上で、手続を進めたという経緯がある。
- ・500万円の自由財産の範囲外だったが、債務者の希望で一般債権者である教育ローンについて、せめてということで5万円払うことにした（住宅ローンは買取対象地区で売れ払い）。
- ・500万円枠確立前の初期事案（※注・不動産以外の資産額が263万円であるのに、不動産以外から80万円を弁済した事案）
- ・5年間の分割弁済（初回133万円、2～59回目5万円、最終回310万円）
- ・アパートローン3棟分、それぞれに連帯債務者が異なるため5名同時申出。自由財産につき別世帯加算あり。
- ・アパート経営に関する多額のローンのため、債務残高が多額だったが、ガイドラインの規定どおりの取り扱いがされ、大幅な減額が実現した。
- ・ガイドライン運営委員会の担当者が案件を滞留させたため、ガイドライン運営委員会からは、丁寧な対応を求められた。
- ・連帯保証人3名のうち1名は、被災者ではなかったが、収入状況等から保証人としての責任を負うことなく整理出来た。



- ・震災後に購入した事業用（床屋）の什器備品についても、全て自由財産として扱ってもらうことが出来た。
- ・テールヘビー弁済計画にて成立（分割弁済とした場合は約8年）
- ・リフォーム後不動産残し。テールヘビーのバルーン計画条項で合意。60回弁済で59回弁済した時点で不動産価値を超える債務は免除。
- ・委員会内部でも議論のあった、ある種意欲的な処理をした案件（※注・本来利用できないはずであるのに利用させた一方で、原則的な弁済額よりも多めに弁済させる扱いをした事案）。
- ・一度はガイドライン運営委員会より要件不充足として取下勧告を受けた事案。
- ・義援金、生活再建支援金除くと500万円以下だったが、50万円を震災後に貸し付けていたことから、その50万円のみ配当原資とした。
- ・厳密には差押禁止財産ではないが、震災遺児向けの奨学金等も制度趣旨から別枠自由財産として認められた。
- ・公務員の共済組合が債権者であったが、債務整理が成立した。
- ・債権者に大手信販会社がいたが債務整理が成立した。
- ・債権者の中に日本郵政共済組合があり、同社は計画案に不同意意見を述べた（同組合を除く債権者との間で成立させた）。
- ・債務のうち住宅ローンのみ息子との連帯債務であり、息子に収入があるため、住宅ローンのみはずして申出を行った。
- ・夫婦でそれぞれローンの主債務者且つ連帯保証人だった。また、夫名義の預貯金等はほとんどなかった（義援金等も妻が受領）。
- ・自宅は被災せず。アパート経営者でアパートが被災し、そのローンが減免の対象となった。震災後、親族に地震保険の給付金1000万円を移動させていたため、同額の弁済が必要となった。
- ・自動車2台が被災し、家族状況に鑑み2台分について別枠自由財産とされた。
- ・自動車ローンのみ
- ・借地にアパートを建て賃料収入を得ていた。そのアパートが全壊。連帯保証人は他県在住の娘（年収464万円）（※注・連帯保証人は債務免除された事案）
- ・取引先（食堂経営）298万円、親族800万円の偏頗弁済があると判断されたため、現有資産を超える弁済計画を立てた。
- ・住宅ローンのほかカードローン3社（知人に頼まれ知人に金を貸すために借入）があったが、同カードローン3社は対象債権者から外すべき（知人に転貸されるための貸金だからというのがその理由）とガイドライン運営

委員会から示唆があり、対象債権者から外した経過がある。

- ・ 申出人は法人代表者。自宅兼法人店舗が被災（流出）。法人は別の場所に新たな事業所を賃借して再建中。ガイドライン運営委員会からは、法人が倒産していない中で代表者個人のローンのみを整理することは対象債権者（住宅ローン1社のみ）の納得が得られないから取り下げよう勧告有り→取り下げせずに進めたところ、確認報告担当弁護士を東京所在の弁護士に委嘱。同弁護士からはガイドライン要件該当性無しとの意見が付される（債務整理が公正でなく、誠実性もないとの理由）→ガイドラインの解釈運用がおかしいのではないかと、東京の弁護士に確認報告担当委嘱した経過と、同弁護士の確認報告書の内容が極めて恣意的ではないか、と申出支援弁護士が意見書を提出。仙台弁護士会からもガイドライン運営委員会に対し意見を述べる→マスコミでも申出人にテレビ局取材があり、復興を妨げる運用ではないかというトーンでニュース放映される→最終的に対象債権者は同意や成立。ガイドライン運営委員会が被災者の再建を阻害する見解をとり、かつ、恣意的な行動を取った事案。
- ・ 震災後に自宅を購入していた事案。購入費（約1437万円）にその他の保有財産（約642万円）の価額を加えた金額から、自由財産分及び拡張分（約1124万円）を控除した金額（約956万円）を弁済した。
- ・ 震災時宮城県で被災、被災不動産は自治体買上・申出前に債権者（抵当権者）に買上金を返済（完済にならず残あり）、申出人は他県に転居、転居後申出した事案。
- ・ 震災前に住宅ローンを若干滞納していた可能性が存したことから、債権者Aから同意書を受領した。また、債権者B（漁協）からの債務については、震災前に1度リスクをしている可能性が存することから、念のために同意書を受領しようとした。そうしたところ、Bは、申出人及び連帯保証人がいずれも出資金を弁済に充てることを条件に、同意書を出すとの回答をしてきた。しかしながら、連帯保証人が非協力的な態度を示し続けたため、申出人の出資金のみで弁済を行うことにより、同意書を受領する方向で手続を進めた。
- ・ 全て事業性ローン。
- ・ 当初支払不能要件を充さないとされていたが、震災後2年半経過後に退職したところ、震災起因性のある失業として、支払不能要件を充たすものと判断された事例
- ・ 当初震災後の減収がなく適用不可とされていたが、家業の漁業による減収が認められるとして制度の適用を受けた。
- ・ 当初連帯保証人の免除について債権者から不同意意見あり（※注・連帯保

証人は債務免除された事案)

- ・不動産は2つあり，債務者の自宅（被災）と債務者の父居住の家（被災なし），後者を公正な価格の分割返済により残した。
- ・不動産は売れ払いとしたが，連帯保証人の担保不動産については公正価格に満つるまで申出人の事業収入から分割払いで支払。
- ・不動産以外による弁済は，退職金との相殺による。
- ・不動産鑑定士による不動産の査定結果は69万円とされたが，買上代金未定として処理された事案。
- ・震災前に若干の遅滞が見られたが，いずれも口座への入金の実念という理由で問題なく処理された。
- ・夫の別債務の保証人でもあり，保証履行に関する調査も行ったが，特に問題なく成立した。
- ・夫婦の預貯金等自由財産合計500万円のうち債務者（夫）400万円，妻100万円に振り分け
- ・保証人は，東京在住で安定・高収入（※注・保証人が免除されていない事案）
- ・本人の年齢（70）や収入（夫婦年金で219万円）を考慮して，不動産の査定額103万円を5年60回，1ヶ月1万7167円ずつ払い完済すれば担保解除し，残債免除ということで債権者（住宅金融支援機構）と合意した。
- ・連帯保証人（父）が受領していた家財保険金650万円のうち400万円を主債務者の弁済額とは別に弁済するようにガイドライン運営委員会から求められ，その内容で成立（※注・連帯保証人が一部債務免除の事案）

## 第24 まとめ

本アンケートは、私的整理ガイドラインの実情を統計的に把握したものである。本アンケートから明らかとなった特徴的な点として、以下の3点が挙げられる。

まず、①連帯保証人がいた事案の97%で連帯保証人が債務免除されていた。債務免除がされなかった3件のうち1件は、連帯保証人の負担は債務の一部のみで残部は免除された。連帯保証人が免除されなかったケースは、被災地外におりかつ安定・高収入を得ていたケース、650万円という多額の家財保険金を保証人が受領しその一部弁済原資に充てたケース等というごく例外的な場合であり、それ以外の事案ではほぼ全件が免除されていた。連帯保証人が被災した場合には99%免除されており（免除されなかった1件も一部免除の事案）、連帯保証人が被災していない場合でも87%が免除されていた。連帯保証人が被災した場合でも、大多数の場合は免除されており、連帯保証人の被災の有無によって連帯保証人の免除の有無が決められていたわけではない。連帯保証人の免除という点については、私的整理ガイドラインは、被災者の生活や事業の再建を支援するという被災者支援の制度趣旨に沿った運用がなされていたと評価できる。

次に、②平均債務免除額が1359万円、被災者が手元に残すことができた財産額の平均が452万円であった。「一定の財産を手元に残したまま債務免除を受けることができる」という制度の利点が統計上も裏付けられた。私的整理ガイドラインでは、500万円の枠とは別枠で、義援金、被災者生活再建支援金等の差押禁止財産等が自由財産とされており、500万円を超える財産を手元に残すことができた場合が、40.4%であった。私的義援金（地方自治体から配分されたもの以外の知人、勤務先等からの私的な義援金、見舞金）が500万円とは別枠で自由財産とされたケースが34件報告されており、私的義援金は、特段の理由がなくとも、500万円枠とは別枠の自由財産とする運用であったと考えられる。震災遺児奨学金についても、「厳密には差押禁止財産ではないが、震災遺児向けの奨学金等も制度趣旨から別枠自由財産として認められた」という回答が寄せられている。傾向としては、災害に起因して受領した金員や、被災者の生活再建等の趣旨で受領した金員については、柔軟に500万円枠とは別枠の自由財産とされていたといえる。

他方で、③年収730万円以上で私的整理ガイドラインを利用できた人は1%に過ぎなかった。支払不能要件を検討する上での基準である、年収730万円未満という要件と住宅ローン返済額等の住居費用が年収の40%を超えているかという要件では、住居費用が年収の40%超という要件の方が緩やかに運用されていたことも明らかとなった。私的整理ガイドラインの運用では、最

初にガイドライン運営委員会が債務者から事情を聴取し、同委員会がガイドラインを適用できると考えた債務者のみに登録専門家が委嘱されるということになっていた。年収730万円以上で私的整理ガイドラインを利用できた人がほとんどいないのは、年収730万円未満の基準をガイドライン運営委員会が厳格に解釈しており、「特段の事情」が認められるべき事案を限定しすぎているためではないかと考えられる。被災者の生活や事業の再建を支援するという制度趣旨に照らすと、ガイドライン運営委員会が上記年収を一律に適用するのではなく、家族構成、既往債務額などの被災者が置かれている状況等により、救済を受けられる債務者の範囲の拡大が今後の課題である。

以上